

一般廃棄物収集運搬業の新規許可の凍結について

1 趣旨

本市では、平成9年1月から、事業系ごみの収集運搬業務全般を許可業者が担っており、平成29年3月末までの許可業者数は、91社となっています。

また、家庭系ごみのうち、プラスチック製容器包装や缶、びん、ペットボトルなどの資源物について、許可業者への委託を進めています。

このような状況の中で、許可業者を巡る環境が大きく変化する中、現在の業界全体としての経営状況を維持し、さらに、現行の体制で適正な処理を継続的かつ安定的に確保することができると判断されるため、29年度末をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を凍結します。

2 状況の変化

(1) 許可業者1社あたりのごみの取扱量の減少

	事業系ごみ量(A)	許可業者数(B)	1社あたりの取扱量(A/B)
平成8年度	494,835 トン (100%)	72 (100%)	6,873 トン (100%)
平成18年度	379,925 トン (77%)	95 (132%)	3,999 トン (58%)
平成28年度	304,912 トン (62%)	91 (126%)	3,351 トン (49%)

(2) 新規許可業者の減少

28年度までの3年間の各件数	廃業：7件	新規許可：4件
----------------	-------	---------

<参考> 環境省からの通知（平成26年10月8日）

福井県小浜市において、既存の許可業者から市に対し、後発業者の許可の取消等を求める訴えがありました。これに係る平成26年1月28日の最高裁判決に基づき、環境省から一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨の通知がありました。

【最高裁判決の要旨】

- ・一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。
- ・一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。

3 今後の対応

(1) スケジュール

- ・29年6月～7月 許可方針案の策定と意見公募
- ・ 8月 許可方針の制定、公表（ホームページ等）
- ・30年1月 許可方針の施行
- ・ 3月 一般廃棄物処理実施計画へ登載（告示）
- ・ 4月 新規許可の凍結

(2) 許可業者への支援等

定期的に立入調査を実施し、帳簿の備え付け状況や車両の整備状況等を確認するとともに、廃棄物処理法令の研修会や交通安全講習会を開催し、適正な業務運営が図られるよう、引き続き支援してまいります。

※食品リサイクルに係る生ごみ、木くずなど資源化を目的としたものや、車道清掃に伴うごみ、動物の死体等、取扱い廃棄物の種類を限定しているものについては、引き続き許可します。

(29年3月末現在30社)

● 政令指定都市（東京23区含む。）の一般廃棄物収集運搬業の許可状況及び平成27年度事業系ごみ量等

新規許可	新規許可	事業系ごみ量	許可業者数	1社あたりの平均取扱量
横浜市	○	305,481	91	3,357
札幌市	×	185,969	1	185,969
仙台市	×	140,481	11	12,771
さいたま市	○	112,743	97	1,162
千葉市	×	78,941	31	2,546
東京23区	○	960,201	不明	不明
川崎市	○	119,547	106	1,128
相模原市	○	54,880	77	713
新潟市	×	81,173	54	1,503
静岡市	×	70,749	45	1,572
浜松市	×	87,878	50	1,758
名古屋市	×	204,990	28	7,321
京都市	×	215,140	78	2,758
大阪市	○	560,888	306	1,833
堺市	×	92,351	86	1,074
神戸市	×	193,278	21	9,204
岡山市	×	87,333	97	900
広島市	×	158,370	53	2,988
北九州市	×	305,157	106	2,879
福岡市	×	240,145	13	18,473
熊本市	○	158,370	90	1,760

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ～ヌ （略）